



KAMIKAWAJI



上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所
■支店 名山町鹿児島ビル事務所



代表
上川路 長生

ごあいさつ

短期決戦

“泣くよかひつ飛べ”して帰郷して、今年で49年目になりました。『怒ではありません。恕です』の『怒』の社是を旗印にして懸命にお役に立てる事務所になれるように努めてきました。なんとかやれることを信じて家族四人での顧客なしの帰郷でした。当時の桜島のドカ灰には随分に悩まされました。降りしきる灰に二人の幼児への悪影響を心配したものでした。幸いにも多くの皆様の力添えを得て今日を迎えることができました。

生涯現役を標榜してきても足腰を中心とする身体の経年劣化からは逃げられず、正月早々に持病の不調から長期入院する大騒動になってしまいました。その間に数々の失礼をいたしており深くお詫び申し上げます。“美しく老いたい”と老いることを楽しむつもりでいましたが、老いる厳しさを知る事になりました。耳と目だけは現役並みですのでこれを頼りに帰郷50周年に向けて仕事を続けていきたいと決意しているところです。これからもよろしくお願ひいたします。

高市早苗首相は、23日召集の通常国会冒頭で衆院を解散しました。「私が首相で良いのかどうか主権者たる国民に決めていただく」と述べ自民、維新両党による連立政権合意政策などについて信を問う考えを示しました。解散で予算の年度内成立が、できなくなってしまいました。衆院解散は首相の専権事項とされていて、首相が選挙に勝てるかという理由だけで解散していいのか、各方面から大義名分が問われました。野党第一党の立憲と自民との連立を解消した公明が新党『中道改革連合』で中道勢力の結集をアピールして、高市政権に対抗することになりました。16日間という“短期決戦”ですが、経済や外交、安全保障など今後の日本の新路を決める上で争点にすべき課題は、多くあります。有権者も各党の公約の実現性や本気度を、見極めることができます。結果は間もなく出ます。

第2次トランプ米政権が発足してから、2月20日で1年を迎えました。やりたい放題の『アメリカ・ファースト』の号令の下で、これまで築き上げた80年余りの国際秩序を次々と破壊して世界は振り回されてしまいました。法外な

目次

ごあいさつ “短期決戦”	…1P
税務カレンダー	…2P
2026年2月・3月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！ “令和7年分 確定申告の留意点”	…4・5P
一般照明用蛍光ランプは2027年までに 製造が禁止になります	…6P
税理士 永山彰久 コラム	…7P
隨想 “『うそ』 上川路 美恵野”	…8P

税率で世界を脅かすトランプ関税は、今日の繁栄をもたらしてきた自由貿易の原則を覆しました。ウクライナ戦争の仲介は混乱を助長させ、ウクライナを糾弾したかと思うとロシア批判に転ずる、二転三転する気まぐれ外交に世界は困惑させられています。危険きわまりないのは、力を振りかざす安全保障政策です。トランプ政権は露骨な軍事介入を繰り返して、法の支配に基づく国際秩序を主導してきた米国の指導者の言葉かと耳を疑う『国際法は必要ない』と語っています。力による平和を豪語して独裁者のように振る舞う米国に同盟国の不信は高まっています。デンマーク領グリーンランドを武力で領有するような発言は、米欧関係を破壊しかねないもはや制御できない存在となっていて、「私を止められるのは道徳心で国際法ではない」と暴走するトランプ氏からは、目が離せなくなっています。

夏の全国総体を制した神村学園が、全国高校サッカー選手権大会で、初の全国制覇を成し遂げ元気を届けてくれました。全国から集まった才能が神村学園中等部で鍛え上げられ6年かけて結実した優勝でした。鹿児島に夢と勇気をくれた丙午年の贈り物となりました。

将棋棋士で『ひふみん』の愛称で親しまれた加藤一二三さんが、86歳で死去されました。『神武以来の天才』と称えられた魅力あふれた人柄で多くのファンに愛された生涯でした。

(令和8年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！個人の
確定申告
開始！

2026年2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7

2月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

令和7年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに

● 申告期間 ● **2月16日（月）～3月16日（月）まで**
（還付申告は2月13日（金）以前でも行うことができます）

2026年3月

<1月決算会社申告書提出>

3月31日まで

- 個人事業者の令和7年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 4月決算法人 第3四半期分
 - 7月決算法人 第2四半期分
 - 10月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

3月16日まで

- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 所得税確定損失申告書の提出
- 国外財産調書の提出

3月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2月2日～3月16日

- 前年分贈与税の申告

2月16日～3月16日

- 前年分所得税の確定申告

2026年2月の経理・税務チェックリスト

業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！



確定申告の受付開始

0

□ 令和7年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月16日～3月16日までです。早めに準備し、提出するようにしましょう。

3月決算法人の決算準備

0

□ 3月決算法人は、今月中に決算の仮締めを行い、経営トップの意向を事前に確認しながら、今期の決算対策について十分に検討しましょう。他部署での必要な作業がある場合には、決算期日までの日程表を作成して必要な手続きや作業を明確化しておくと決算業務がスムーズに進められます。

年度末にかけての資金繰りの確認

0

□ 年度末にかけての資金繰りの見直しを行いましょう。取引先の貸付金や売掛金、立替金などの仮勘定の精算も資金繰りの見直しと一緒に整理して確認し、資金不足が予想される場合には、早めの対応が必要です。

国民年金保険料の「2年前納」の手続き

0

□ 2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなります。申込期限は、毎年2月末日なので、希望される方は手続きをしましょう。

4月昇給の場合の資料収集等の準備

0

□ 4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を始めましょう。

2026年3月の経理・税務チェックリスト



3月決算の準備

0

□ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

年度の末日は、小口現金と現金出納帳の残高の照合をし、金種表を作成、押印するなどして、正確な数字を明らかにしておきましょう。その際、経理担当者だけではなく、管理職など複数の者によって確認照合等することが不正やミスを防ぐことにつながります。

また、実地棚卸や現金・通帳・定期預金証書などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

0

□ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

確定申告の内容が間違っていた場合

0

□ 確定申告をして、確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出しましょう。確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、申告をした税額等が実際より少なかった場合は「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求※」をして正しい額への訂正を求めることがあります。

※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

会計・税務のQ & A !



テーマ 『令和7年分 確定申告の留意点』

今年も令和7年分の確定申告の時期がやってまいりました。申告及び納期の期限、または振替日をしっかりと確認しましょう。令和7年分の確定申告は基礎控除が見直され、控除額は一律58万円に引き上げられた上、所得水準に応じて段階的に加算され、最大95万円まで拡充する構造となりました。しっかりと変更箇所等を確認しておきましょう。

国税庁HP参照

○ 令和7年分確定申告の主な変更点 ○

- ①基礎控除額が改正されました
 - ②給与所得控除が引き上げられました
 - ③特定親族特別控除が創設されました



①基礎控除額が改正されました

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後 ^(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下	(200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)	58万円	48万円	

(注)

1. 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2. 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 3. 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 4. 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。



②給与所得控除が引き上げられました

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げされました

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超	180万円以下	その収入金額×40% - 10万円
180万円超	190万円以下	その収入金額×30% + 8万円

(注)給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

③特定親族特別控除が創設されました

所得者が**特定親族※**を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

※【特定親族】 特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下(注)の人をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

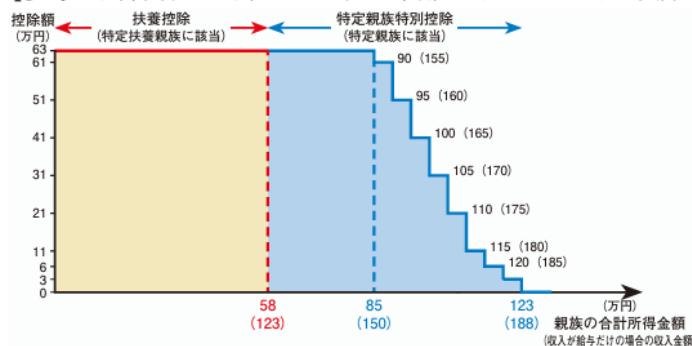
(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。)。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります

【参考】所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等がいる場合は、収入金額によって「扶養控除」もしくは「特定親族特別控除」を受けられるのか、控除が受けられないのかが決まります。

申告前に、しっかりと収入金額を把握しておきましょう。

○ 令和7年分確定申告に係る納期限・振替日 ○

	申告及び納期限	振替日
所得税等	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
個人事業者の消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)
贈与税	令和8年3月16日(月)	—

※新規に振替納税のご利用を希望される方は、納付期限(令和7年分の所得税及び復興特別所得税は令和8年3月16日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和8年3月31日(火)までに「預貯金口座振替依頼書」を税務署又は利用される金融機関に提出いただく必要があります。なお、「預貯金口座振替依頼書」はオンライン(e-Tax)で提出できます(金融機関届出印や電子証明書は不要です。)。

※ 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

※ 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

一般照明用蛍光ランプは2027年までに製造が禁止になります

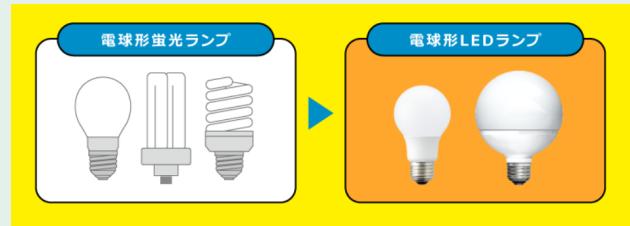
水俣条約締約国会議の決定を受け、水銀使用製品である蛍光灯は2026年1月より順次、製造と輸出入が規制されます。そのため、今後は、計画的にLED照明への切り替えが必要となります。

なお、規制開始後も、蛍光灯の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能です。

◆LED照明への切り替えは蛍光灯の種類に応じて異なりますので、安全性をしっかり考慮して取り替えましょう。

【電球形蛍光ランプ】

電球形LEDランプに交換可能です。サイズと口金を確認して、適合するLEDランプを購入しましょう。



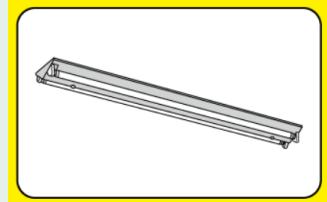
【環形蛍光ランプ】

LEDシーリングライトに交換が可能です。引っ掛けシーリングがある場合は、商品ごとの取扱説明書をよく見ることで、ご自身で交換できます。引っ掛けシーリングが無い場合は、工事が必要となる場合がありますので、電気店や工事店にご相談ください。



【直管形蛍光ランプ】

器具ごと交換とランプ交換の2つの方法があります。器具交換は工事を必要としますが、ランプだけを交換する場合も、工事が必要となるケースがあります。直管形蛍光ランプを交換する場合は取扱説明書を確認するとともに、電気店や工事店へのご相談を推奨します。



●取り換え費用の損金処理について●

蛍光灯からLEDランプへの交換費用は、修繕費として一括損金算入が可能

※蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかとも考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。（国税庁HPより）

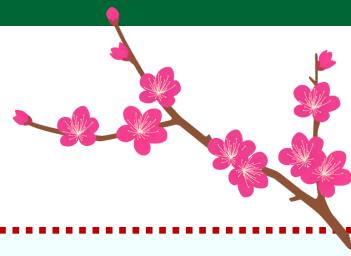
修繕費として認められるには、建物全体の配線工事や大規模な改修を伴わないこと、過度な高額支出でないことなどの注意も必要です！

●LED化に向けた具体的な対応●

- ・現状をしっかりと把握し、必要な場所や本数などの確認をする
- ・交換のための経費の見積もりをする
- ・実施時期の計画を立てる

期限が迫るにつれて、LED照明の需要や工事依頼が集中する可能性がありますので早めに進めていきましょう！





テーマ「選挙と税制改正」

税理士 永山 彰久

この事務所通信が皆様のもとに届いているころには、衆議院選挙の結果が出ているころだと思います。高市総理の「思い付き」とも思えるような今回の解散による衆議院選挙では、物価高への対応、賃上げの促進、少子高齢化社会への備えなど、私たちの暮らしや企業経営に直結するテーマが数多く議論されていました。選挙というと、どうしても「政治の話」「自分の事業とは少し距離がある話」と感じられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、選挙の結果は、その後の政策や予算編成、さらには税制改正という形で、時間をかけて私たちの身近なところに影響してきます。

その流れの中で示されたのが、令和8年度税制改正大綱です。税制改正大綱は、翌年度以降の税制の方向性を示すものであり、いわば「国がこれからどこに力を入れていこうとしているのか」を読み取るための資料とも言えます。すべてがすぐに制度化されるわけではありませんが、中長期的な政策の考え方反映されている点で、非常に重要な意味を持っています。

今回の大綱を見ていくと、企業の成長力を高めるための環境整備や、人への投資を後押しする姿勢が引き続き重視されていることがうかがえます。特に、中小企業にとって関心の高い賃上げや人材確保、設備投資といった分野については、税制を通じた支援が継続される方向性が示されています。人手不足が深刻化する中で、従業員の待遇改善や働きやすい環境づくりに取り組む企業を、制度面から支えていこうとする考え方は、今後も続いていくものと思われます。

一方で、社会保障費の増加や財政健全化といった課題も、避けて通ることはできません。高齢化の進展により、医療や年金などの支出は今後も増加が見込まれており、その財源をどのように確保していくのかは、将来の税制に大きく影響するテーマです。現時点では大きな変更がなくても、将来的には負担のあり方が見直される可能性もあり、長い目で制度の動向を見ていく必要がありそうです。

このように、選挙結果と税制改正は決して切り離されたものではなく、相互に影響し合いながら形づくられていきます。私たち税理士事務所としては、これらの動きを単なるニュースとして捉えるのではなく、「顧問先の皆さまの経営判断や将来設計にどう関わってくるのか」という視点で整理し、お伝えすることを大切にしています。

税制や制度改正は、どうしても難しく、分かりにくい印象を持たれがちですが、実は日々の経営や生活に直結するヒントが多く含まれています。背景や方向性をあらかじめ知っておくことで、いざ制度が変わった際にも、慌てずに対応することができます。

今後も、選挙や税制改正の動きを踏まえながら、皆さんにとって実務に役立つ情報を、できるだけ分かりやすくお届けしてまいります。気になる点やご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。





北国では大雪の報が続いているものの、東方巻きと豆まきで節分の夜を過ごして立春を迎えました。今はまだ「春は名のみ」ですが、南国鹿児島ではこれから駆け足で季節が追いついてきます。花々の先駆けは「花の兄」と言われる梅です。梅と縁の深い神さまは天神様、菅原道真公ですが、太宰府天満宮始め多くの天神様を祀る神社では一月に「鷺替神事」が行われます。「鷺（うそ）」とは鳥の名前ですが、同じ読みの「嘘」にあてて、前年の災いや不運を“嘘（うそ）”にして、新しい年の吉へと取り替えて福を呼び込む神事です。

さて、私たち会計事務所にとっては「嘘」は、なんであれ決算書をゆがめてしまう大敵であって許されざるものなのですが、それはとりあえず脇に置いて世間的な視点でみれば「嘘」にも様々な「嘘」があります。

人を楽しませたり、驚かせたりという遊び心にあふれた「嘘」

真実をオブラートにくるみ相手への気遣いを示すための「嘘」

これらは人間関係の潤滑油ですが、たちの悪い「嘘」も存在します。

都合の悪いことを糊塗しようとする苦し紛れの場当たり的な「嘘」は、最初は小さなことでもつじつまの合わないことを取り繕うためにさらに嘘を重ねて取り返しのつかないことになってしまいます。

また、相手をだまし、自分が利を得ようとするための「嘘」は、詐欺などの犯罪にもつながります。

これらの「嘘」に加え、最近は、社会全体を巻き込んだ「嘘」ディープフェイクが社会で急速に問題になりつつあります。ディープフェイクとは、「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」をあわせた造語で、AI（人工知能）が大量の画像・音声データを学習してさも実在の人物そのものの言動であるかのような偽物の映像や音声を作ることをいいます。偽物を作られた方にとっても深刻な名誉棄損につながりますが、それを信じてしまったにも大きな被害が生じます

真実と嘘を適度に混ぜこむことで、いかにも本当らしい嘘ができます。人は、自分の信じたい情報をまことと信じる心の癖があります。相反する情報を得たとしても、そちらの方を「嘘」と決めつけたり、自分の都合のいい解釈をしたりして目を曇らせてしまうことがあります。玉石混交嘘と眞の情報が氾濫する現代において、ひとつの情報を鵜呑みにするのではなく、色々な方向から検証し、真贋を見極める力が必要になっています。

今年は新年早々の衆議院解散がありました。各候補が実現したい未来を語ります。それが

実現不可能な絵空事「うそ」のまま終わるのか、実現させて「まこと」に替える力をもっているのか、有権者である私たちは、しっかりと見定めていかなければなりません。

天神様の鷺替え神事に使われる木彫りの鷺は鋭い目力を持っています。その眼力にあやかりたいものだと思います。



春浅し鼻先赤き遊説者

美恵野



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
TEL 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

TEL 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
TEL 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

編集後記

今年は2月4日が立春でした。暦の上では春ですが、まだまだ厳しい寒さが続き、体調管理が難しい時期です。インフルエンザが全国的に流行している中で、鹿児島県では特に患者数が多い状況で、「流行発生警報」が発令されています。手洗いやマスクの着用といった基本的な対策に加えて、十分な休養と栄養を取って、免疫力を高めていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からぬことがありますがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

